

令和4年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C日程入試）

憲法・民法・刑法

注意事項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～7ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

従来、道路運送法は、タクシー事業者の運賃について、地域ごとに上限と下限の幅を設定し、その幅の中で設定ができるという制度をとっていた。もっとも、下限割れ運賃（いわゆる「格安運賃」）を申請した事業者も、①収支を償うことができ、かつ②他の事業者に対して不当競争を生じさせることがないと判断された場合には、認可されていた。

しかし、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」により都市部におけるタクシーの増車規制が始まり、さらにこれが改正されて（「改正特措法」）、タクシーの多い地域（「特定地域」）では、国の定めた範囲内（「公定幅運賃」）で初乗り運賃を定めることが義務づけられた。公定幅運賃の範囲内でない場合、国土交通大臣は運賃変更を命じることができ、また同変更命令違反を理由として事業許可の取消しができる。

タクシー事業者相互の熾烈な競争のある A 市域交通圏では、「初乗りワンコイン 500 円」などをうたい文句に格安運賃を設定して営業している会社も複数存在していた。しかし改正特措法により特定地域に指定された A 市域交通圏については、公定幅運賃が 660 円～680 円と設定されることとなった。

以上に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

民法（配点 100 点）

次に掲げるのは、ある判決文の一部分である。これを読んで下記の(1)から(4)の問いに答えなさい。解答にあたっては、登場人物の実名を用いても、記号(X、Y、A～C)を用いてもよい。

「本件は、落語会の席上で居眠りをした観客（原告 X）を、右落語会の実行委員である被告 Y が強引にその場から退出させ、原告の名誉を傷つけたなどとして、右被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求したという事案である。これに対し被告は、原告を強引に退出させたということはないなどと主張して、右請求を争っている。

〔中略〕

証拠によれば、次の事実が認められる。

- 1 原告は、本件落語会が開演する前の午後五時半ころに公民館に到着し、開演までの間に弁当を食べ、さらに缶ビール一本を飲んだ。
- 2 本件落語会は午後六時半ころ開演し、前座が行われた後、午後七時ころから談志〔訴外 A—著名な落語家の名前〕の落語が始まったが、原告はその後ほどなく居眠りを始めた。
- 3 右居眠りに気づいた談志は、原告に対し、「お父さん、寝ちゃって大丈夫かい」、「目の当りで寝てんのはかなわねえ」、「連れて帰ってくれたがいいですよ」、「ズバッと言やあ目障りだ」などと言い、その場で小咄をいくつかやり、それに場内は何回か爆笑したが、原告が目を覚ます様子はなかった。そこで談志は、「やる気なくなっちゃったよ」と言い、観客に休憩する旨告げて高座を降り、本件落語会は中断した。そして、高座から降りた談志は、弟子〔訴外 B〕に「ダメだやっってらんない、他の客はちゃんと聞いているのに、ありや迷惑だ」と言い、さらに被告に対し「やってられないよ」と言って楽屋に入ってしまった。
- 4 本件落語会が中断した直後、実行委員の一人の訴外原功〔訴外 C〕は、原告の席に向かった。その際原告は目を閉じていたので、「気分でも悪いのですか」、「お疲れでしたら、布団を敷きます」、「外の空気を吸ってはどうですか」などと

声をかけた。そして、原は、その場を離れ、会場入口の受付付近にいた被告に報告をしていたところ、原告が会場から出てきたので、原は被告に、居眠りをしていたのは原告であることなどを告げた。

5 被告は、その場で原告と少し話した後、「ここではお客さんもいるし、迷惑がかかるのであっちに行きましょう」などと言って、原告とともに公民館の玄関ホールまで歩いていった。なおその際、被告は原告の腕ないし腰の辺りに手を回し、並んで一緒に歩いていった（なお、これに反する原告の主張は後に検討する。）。

〔以下、略〕

(1) 原告が賠償を請求した「損害」とは、どのような損害であったと考えられるか。原告の立場に立って答えなさい。また、原告の請求額は 10 万円であったが、裁判所はこれを減額することができるか。理由とともに述べなさい。

(配点：25 点)

(2) 原告は「名誉毀損」を主張しているが、原告を「強引に退出させた」ことが名誉毀損にあたるとすれば、それはどうしてか。原告の立場に立って答えなさい。

(配点：25 点)

(3) 「これに反する原告の主張」とは、どのようなものであったと考えられるか。具体的な事実を想定して説明しなさい。

(配点：25 点)

(4) 以下は本判決に対する論評の一部である。括弧内に適切な語句を入れなさい。①＝〇〇〇、②＝〇〇〇という形で解答すること。

(配点：25 点)

「この事件においては落語家 A の態度にも注意する必要がある。コンサートや演劇の会場で観客が居眠りをすることはまれではなく、通常はとがめられることはない。

したがって、コンサートや演劇はもちろん、落語の寄席においてもAのような態度をとる出演者は（ ① ）。そうだとすると、事実関係はY主張の通りであったとしても、Aに気を使うあまり、（ ② ）がXを会場外へと誘導しようとしたこと自体が適切な対応だったと言えるかどうかという点が問題になりうる。

もっとも、この落語会は通常の寄席とは違っていたと考える余地もある。Aのような個性的な落語家を迎えて、（ ③ ）会場で行われる落語会では、（ ④ ）にはより協力的な態度が求められることも考えられる。もし主宰者が事前にパンフレットやチケットに、私語や飲食のほか（ ⑤ ）も控えてほしい旨の記載をしていたなどの事情があれば尚更である。」

刑法（配点 100 点）

暴力団員であるX男は、その妹A女から、情交関係をもったB男に一方的に別れを告げられた旨、言われた。これに立腹したXは、Aに対し謝罪させるために、Bをコンビニエンスストアの駐車場に呼び出すようAに言った。某日の深夜Aに呼び出され駐車場に現れたBを、Xはその友人Y男とともに、Bが抵抗するにもかかわらず車に押し込み、駐車場から約4km離れたところにある運動公園に連行した。運動公園に到着した後XはBを車外へ連れ出すと、YとともにBに謝るよう促した。しかしBがこれに応じず反抗的な態度を示したことに両名は激昂し、約2時間にわたりこもごもBの顔面頭部等を足蹴にし、その頭部を手拳で殴打するなどの暴行を加えた。その後Yは「もうこのくらいシメれば十分だろう。俺は帰る。」と言って立ち去った。しかしながらXは、依然として反抗的なBの態度にますます怒りを募らせ、ついには両手でBの頸部を強く締め上げBを窒息死させた。

X Yの罪責を論じなさい（ただし特別法違反の点を除く。）。

[このページは空白です。]